

加美町総合戦略審議会設置要綱

平成 27 年 5 月 1 日

訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、重要な事項を調査審議するため、町長の附属機関として、加美町総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関すること。

2 審議会は、その他総合戦略に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 産学金労（産業・教育・金融・労働）の有識者
- (2) 一般住民
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

加美町総合戦略審議会会議運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、加美町総合戦略審議会設置要綱（平成 27 年訓令第 12 号）第 9 条の規定に基づき、加美町総合戦略審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議は、公開する。ただし、会長が、審議会に諮り非公開が適当であると認めた場合はこの限りではない。

(傍聴)

第 3 条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に住所、氏名を記入するものとする。

2 傍聴者は、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動等をしてはならない。

3 前項に違反するときは、会長はこれを抑制し、当該傍聴者がその指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の閲覧)

第 4 条 会議を公開するときは、傍聴者は会議資料を閲覧できるものとし、傍聴者が閲覧できる資料の範囲は会長が定める。

(会議録)

第 5 条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録の公開)

第 6 条 会議録及び会議に提出された文書等は、公開する。なお、公開にあたっては、加美町情報公開条例（第 15 年条例第 10 号）に基づくものとする。

(補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 26 日から施行する。